

◎新潟県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適當と決定したので、令和4年6月6日から令和4年7月1日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月3日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新発田市 加治郷土地改良区	加治郷土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎、胎内市役所及び北蒲原郡聖籠町役場	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適當決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適當決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適當決定があつたことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。